

## 第二十六回 參議院商工委員会議録 第十二号

昭和三十二年三月十九日(火曜日)午前  
十時四十三分開会

## 委員の異動

三月十八日委員藤田進君が辞任につき、その補欠として三木治郎君を議長において指名した。

本日委員三木治郎君が辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

## 委員長

松澤 兼人君

## 理事

西川弥平治君  
阿真根 登君  
近藤 信一君

## 委員

青柳 秀夫君  
大谷 鑑雄君  
小幡 治和君  
小西 英雄君  
白井 勇君  
高橋 範君  
阿部 竹松君  
島 清君  
藤田 進君  
加藤 正人君  
豊田 雅孝君  
大竹平八郎君  
長谷川四郎君

臣官房長 通商産業省 通商産業局長 通商産業省 石炭局長 山保安事務局長 通商産業省鉱石 常任委員 会専門員 事務局議員 会員	松尾 金藏君 松尾泰一郎君 譲岐 喜八君 小岩井康朝君 小田橋貞寿君 君
---	---

## 本日の会議に付した案件

## ○派遣委員の報告

## ○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## ○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## ○委員長(松澤兼人君)これより委員会を開会いたします。

## ○委員長(松澤兼人君)議事に入る前に、先般この委員会で決定し、議長の承認を得ました委員派遣につきましては、

まず、委員派遣の件であります。また、先般この委員会で決定し、議長の承認を得ました委員派遣につきましては、予定通り去る十五、十六日にわたり、茨城県に行つて参りました。

いとします。

いつぞやのたまごのたまごが、本日三木治郎君が委員に選任されましたが、本日三木治郎君が辞任されました。た。藤田進君が委員に復帰されました。

され、三木治郎君が委員に選任されました。たが、本日三木治郎君が辞任されました。たします。去る十八日藤田進君が辞任いたしました。

○委員長(松澤兼人君)議事に入る前に、先般の委員派遣に関する件と、ただいま委員長理事打合会の模様を報告

派遣委員は議長承認の六名に、特別参加の二名が加わりまして、合計八名となりました。すなわち、西川、白井、小幡、高橋、島、阿部、大竹の諸君と私の八名であります。

観察いたしました所は、東海村の原子力研究所と日立製作所の日立工場及び多賀工場、それに日立電線株式会社であります。東海村では、四つの建設会社が入って、且下広い松林の中に建物を建設中であります。ウォーターポイラー型実験原子炉はすでに外装を完成し、今後四月末には内部の据え付けを終つて、七月には運転を開始する予定となっております。また、中性子実験に必要なヴァンデ・グラフ加速器の建設も完成に近い状態であります。この二つの建物のほか、研究室二棟が建設中であり、倉庫が一棟できておりました。このほか放射線照射施設を始めとして、C P 5型の実験原子炉を初めてとして、実験の準備が整つた。この二つの建物のほか、研究室二棟が建設中であり、倉庫が一棟建てられております。

これが、わが国原子弹研究の中心地になろうとしているのであります。

次に、日立製作所関係では、もっぱら家庭用電気器具を製造する多賀工場、主として發送電機関、その他産業用電機を製造する日立工場を観察いたしました。

日立工場はさらに分れて、海岸工場、山手工場、國分工場、水戸工場の中、久慈川河口の久慈港建設の現場を見せられました。この港は地形としては海岸線が單調で波も荒く、決して適地とは申せませんが、付近に良港の乏しい日立工業地帯としては、何とかしてこの港の建設を促進してほしいと熱切な希望を述べられたのであります。

日立電線工場は、もと日立製作所の一工場で、日立鉱山の銅を消化する目的で作られたものであります。現在は独立しております。原料を鉱山に仰げること、製品のうち相当大きな部分を順次譲り受けましたが、その後完全に復興した。なお、自転車競技法特例法の一部改正案並びに今後付託される法案については、適當な機会にこれを順次説明を聽取することにいたしました。来週の日程につきましては、事情の許す限

じ、しかも、国民生活の電化、産業動力の激増の潮流に乗つて、すこぶる活発になりました。すなわち、西川、白井、小幡、高橋、島、阿部、大竹の諸君と私の八名であります。

日立の工場で、ただいま直面している厄介な問題は、電力不足による消費を必要とするときには、故意を表すより広告宣伝も大いに必要と考えられます。これから国内需要を越えて海外への輸出を必要とするときに当ります。ただし、これまでに値するものと存じます。ただ、これまでに値するものと存じます。たゞ、日本火力発電機を作つておる工場が、電力不足のためにその製造が遅延するには、まことに困ったことだと嘆かれておりました。電力不足を解消するべく水火力発電機を作つておる工場

で、関係各方面でも熱心に御案内をいただき、何かとお世話になりました。委員一同深く感謝しているところであります。

以上で簡単でありますが、派遣の経過を申し上げて、御報告にかかる次第の報告は御承認願えますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君)ではさよう計らいます。

○委員長(松澤兼人君)次は、本日の委員長及び理事打合会の経過でござりますが、この打合会におきましては、今週は本日及び二十二日金曜午後に委員会を開き、上程されております議案を順次審議していくことにいたしました。なお、自転車競技法特例法の一部改正案並びに今後付託される法案について、適當な機会にこれを順次説明を聽取することにいたしました。来週の日程につきましては、事情の許す限

り毎日委員会を開いて審議の促進をはかることといたし、その詳細につきましては、火曜日があらためて委員長理事打合を開いて決定することにいたしました。右御了承願います。

## 〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めます。

○政府委員(讀岐喜八君) 実はただ

事打合を開いて決定することにいたしました。右御了承願います。

か、そういう点について一つ関連事項として、知り得る範囲でお答え願います。

○政府委員(讀岐喜八君) 実はただ

さしまして、今お答えできる材料を持ち合せておらないのでござります。そ

ういう話を私は當時新聞等で拝見しましたが、これに

ようによると勢い乱掘になつてござりますが、これ

は調査をいたしまして後ほど御説明申

し上げることにいたしたいと存じます

○大竹平八郎君 これは御承知の通

り、扱い方が悪いと、場合によると非

常に逆宣伝になる憂いもあります

で、しかし、相当数のかつての東亜共

業者たる立派な労働者たるものは

お尋ねいたしたいと思いますが、御承

知の日華事変並びに太平洋戦争を通じ

まして、日本国内の労働力といふものが制約をされてきてほとんど若い人は

応召で戦地に行くというようなことが

ある、いわゆる東亜共榮圈の中におい

て、日本が特に労働力のできる地帯か

ら、相當数の鉱山労働者を日本に連れ

て来たことがあります。それが、

そのときに起つた問題であります。その

とき、中国から参られた労働者たる者

者たる者たるものが相当虐殺をされた

た。これは事実かどうか知りませんけ

れども、終戦直後において中國關係の労働者たるものが相当虐殺をされた

特點の場合は戦争による乱撃を原因と

しての被害でございますが、現在の生

度までそういう被害があつたの

か、そういう点について一つ関連事項として、知り得る範囲でお答え願います。

○政府委員(讀岐喜八君) 実はたださしまして、今お答えできる材料を持ち合せておらないのでござります。そ

ういう話を私は當時新聞等で拝見しましたが、これに

ようによると勢い乱掘になつてござりますが、これ

は調査をいたしまして後ほど御説明申

し上げることにいたしたいと存じます

○大竹平八郎君 これは御承知の通

り、扱い方が悪いと、場合によると非

常に逆宣伝になる憂いもあります

で、しかし、相当数のかつての東亜共

業者たる立派な労働者たるものは

お尋ねいたしたいと思いますが、御承

知の日華事変並びに太平洋戦争を通じ

まして、日本国内の労働力といふものが制約をされてきてほとんど若い人は

応召で戦地に行くというようなことが

ある、いわゆる東亜共榮圈の中におい

て、日本が特に労働力のできる地帯か

ら、相當数の鉱山労働者を日本に連れ

て来たことがあります。それが、

そのときに起つた問題であります。その

とき、中国から参られた労働者たる者

者たる者たるものが相当虐殺をされた

た。これは事実かどうか知りませんけ

れども、終戦直後において中國關係の労働者たるものが相当虐殺をされた

特點の場合は戦争による乱撃を原因と

しての被害でございますが、現在の生

度までそういう被害があつたの

すら、四千八百万トンから四千九百萬トンであったと思いますが、それが五千三百トン掘らなければならぬことになつてきますと、坑外のように機械の合理化もで

きない。そうすると勢い乱掘になつてござりますが、特別鉱害年度別復旧実績

五千万トン理無ではない、これに

いろいろな検討によりまして、五千

万トン理無ではない、これに

二百万トン理無ではない、これに

いろいろな検討によりまして、五千

万トン理無ではない、これに

いろいろな検討によりまして、五千



千万トン近い出炭ができるのだということは、当時から申し上げていたはずだと思いますが、それがまあ三十二年度におきまして五千二百万トンまで行こうということでございまして、これは縱坑等の工事はおくれておりますが、その他の一般合理化工事の進歩に伴いまして可能になつて参つた、こういうわけでございます。

○阿具根登君 そうしますと、政府が計画しております通りの計画が完成しました晩には、何千万トン出るようになりますか。

○政府委員(讀岐臺八君) これは問題は、非常にむずかしい問題になるかと思ひますが、一応私どもは長期のエネルギー計画から申しまして、昭和三十年度には五千五百万吨、四十年度には六千百万吨、四十五年度には六千三百万吨、五十年度には六千五百万吨、こういう数字を一応出しております。しかし、エネルギー需要の年々の増加傾向に対処いたしまして、この計画ももう少し早めなければならないんじやないか、かように考えておる次第でございます。

○阿具根登君 それは政府のエネルギー対策であつて、今後これだけの石炭としての熱量が要るだらうという対策を、これは言つておられるのであつて、私の聞いておるのは、今合理化法案で立案したあの計画で、あれが完成した晩には、何千万トン出すつもりですかと聞いておるわけなんですよ。だからこのエネルギーの計画を聞いておるのでなくして、石炭の生産の政策を聞いておるのであります。

○政府委員(讀岐臺八君) お言葉を返すようでございますけれども、三十五

年度の計画なり、あるいは五十年度の見通しにつきましても、合理化の基調をくすすことなくして生産規模を拡大していく場合、需要の増大に対処しまして、どれだけ生産できるかということを、緻密に積み上げた数字のつもりでございます。従いまして、この三十五年なり五十年の数字は、一応本年度から統いていく計画だとおとり願いたいのでございます。

なお、御質問の最もの重点は、昭和三十四年度におきまして、つまり合理化法の有効期限の満了する当時においてどういうことになるのか。こういう御質問ではないかと思います。これにつきましては、実は経済五カ年計画等との関係もございまして目下研究中でございますが、基本計画できました四

千九百五十万トンというのを、もうすでに来年度をもつてそれを下回るといふことになりますが、慎重に目下検討して参りたい。かように考えておる次第でございます。

○阿具根登君 それでは今度は質問を変えまして、特鉱の現在までの実績は約百億ですか、百五億七千五百万円と、こういう数字が出ておりますが、この内訳を教えてお聞きいただきたい。納付金がどのくらいで、交付金がどのくらいでござります。

○政府委員(讀岐臺八君) 三十二年度の計画も全部含めまして、事業量とい

うで運搬するため、道路は非常な決壊をします。農民は非常な災難を受ける。それが一つ。それから、まあ最近も非常に石炭の需要が多いから、そうであれば五メートル以上も掘られておる。そういうところ等は、学童の通学道路がございました。それで石炭を取った跡を私が見たところ等は、学童の通学道路がございました。それで石炭を取った跡を私が見て、一般的の不法行為に基く債権債務の適用はないのです。解釈上それがあつたと存じます。従いまして、それは放置してある。こういうことになるわけですね。

○政府委員(讀岐臺八君) さようござります。

○阿具根登君 そうすると納付金は全然減免もなかつたと、こういうことを先ほど仰せられたと思うのです。そうするなら、これは一貫して出炭に応じて四十三億という金が取られてきたと思うのです。そういたしますと四十億と五十五億、こういうことになつておりますが、政府の負担の率はどのくらいになつておられるのですか。

○政府委員(讀岐臺八君) 政府の負担の率は、ものによって非常に違うわけですが、政府の負担の率はどの程度でござります。農地とか水道とか……。

○阿具根登君 それじゃ大臣に先に質問します。局長それじやそれを調べて下さい。大臣忙しいようですから大臣の質問を先にします。大臣に御質問いたしたいと思いますのは、衆議院でもちょっとと質問が出ておるようございまして、石炭の需要が少し増してくれます。

○阿具根登君 今後研究する……今が一番大切なときなんです。盜炭の場合はどうです。盗掘した場合には、盗掘した人が盜炭に対する弁償の責任があるかどうか。

○政府委員(讀岐臺八君) 非常に技術的な問題でございまして、法律上も大

事な問題でござりますので、私から申しますが、盗炭の問題でござります。これが今後研究したいと思つております。お尋ねいたしました次第でございません。今もそれが間違ないと存じておられるようですが、どうしてこの対策を立てておこうとされるのか、そ

の点をお尋ねいたします。

○國務大臣(水田三郎男君) 今の盜炭問題については、その県で条例を作つておりますが、政府の負担の率はどの程度でござります。農地とか水道とか……。これは国が補償しない限り、被害者はまことにみじめなものになつてくる。そういう場合に盜害賠償としては払わないといふことになつてくれば、これは国が補償しない限り、被害者はまことにみじめなものになつてくる。それが裁判をせい、そういうことを言つたところで、被害者自身にはできるものではございません。その点についてはもう少しはつきりした政府の見解で、盜掘であった場合に盜害賠償としては払わないといふことになつてくれば、これは御承知のように炭鉱周辺には洗炭場があるのですが、これに携わつておる人は十二、三歳から十馬力か二十馬力のモーターを据えて、そうして水を流して洗うのです。わざわざ、御承知のように炭鉱周辺には洗炭場があるのが非常に多く出でてくる。わずか十馬力か二十馬力のモーターを据えて、そうして水を流して洗うのです。が、これに携わつておる人は十二、三歳の子供、あるいは女。ところが、その流れおる水は、満を通りあるいは田

山に行つて掘るという場合と、鉱業権の有無による場合と、鉱業権を読んでみましたが、どうしても駄目としないので、再度お尋ねしておる所を守る措置を講じてやらなければならぬことなどができないようになつた人が盜炭に対する弁償の責任があるかどうか。

○政府委員(讀岐臺八君) 非常に技術的な問題でございまして、法律上も大問題でござりますが、盗炭の問題でござります。盜炭の問題でござりますが、全然鉱業権を持たないで、鉱業権を読んでみましたが、どうして駄目としないので、再度お尋ねしておる所を守る措置を講じてやらなければならぬことなどができないようになつた人が盜炭に対する弁償の責任があるかどうか。

○政府委員(讀岐臺八君) 法律問題といたしましては、鉱業法の適用の外に

なるということになりますれば、その被害はまことに、ただいまお話しの通り被害者にとりましては、痛切な問題でございますが、これはどうにもしそうのない問題でございまして、これ以上は鉱業法上の立法の問題になるのぢやないかと存じます。たとえばボタ山にしましても、ボタ山がくずれて周囲の人々に被害を与える、こういう場合には鉱害として律しますが、通常の山ですと、山地がくずれて、あるいはなだれがありましても、これは付近の人々に被害を与えた場合におきましては、もちろんこれは鉱害ではないわけです。そういうものと同様に扱わざるを得ない状況でございます。

そこで、盜炭の場合におきますする罰則なり、あるいはその犯罪がいかなる犯罪を構成するかというような問題もござります。これは非常にめんどうな技術問題も多分にございますが、たゞいまの御質問の御趣旨を考えてみまするに、新しく鉱業法として、そういう場合の救済の方法いかんという問題にならぬのでございまして、今後は立法の問題といたしまして、一つ十分研究させていただきたいと思ひますが、現在のところは、いかんともいたし方ない、かようにお答えをするほかないと思ひます。

○阿具根登君 率直に、現在のところはいかんともすることができないとお答えになつたから、私もそうだと思つて質問しておつたのですが、そうなると、いよいよそういうのがもうこういふ公式の場所でできないのだと、いわゆるそういうことをした加害者に対しても、刑事裁判なり何なりあるでしょ。被害者の救済というものは何もな

なるならば、今でさえ泣いている被害者は、何に頼つていいのか。炭鉱地帯にしましても、これはどうにもしそうのない問題でございまして、これ以上は鉱業法上の立法の問題になるのぢやないかと存じます。たとえばボタ山にしましても、ボタ山がくずれて周囲の人々に被害を与える、こういう場合には鉱害として律しますが、通常の山ですと、山地がくずれて、あるいはなだれがありましても、これは付近の人々に被害を与えた場合におきましては、もちろんこれは鉱害ではないわけです。そういうものと同様に扱わざるを得ない状況でございます。

そこで、盜炭の場合におきますする罰則なり、あるいはその犯罪がいかなる犯罪を構成するかというような問題もござります。これは非常にめんどうな技術問題も多分にございますが、たゞいまの御質問の御趣旨を考えてみまするに、新しく鉱業法として、そういう場合の救済の方法いかんという問題にならぬのでございまして、今後は立法の問題といたしまして、一つ十分研究させていただきたいと思ひますが、現在のところは、いかんともいたし方ない、かようにお答えをするほかないと思ひます。

○阿部竹松君 今まで石炭局長のお話を聞くと、五十五億を出したのですね、國庫から。そういうことでしょ

う。それであと一年間の法案といふことになつておられるけれども、私しようともわかりませんけれども、臨時石炭鉱

復旧法とか何とか言つておられた

ところを信用しておらな

いんだとか言つてくるという現状です。ところが、今の石炭局長の阿具根さんへの答弁をお聞きすると、四十年になつたら何トン、五十年になつたら六千万トン、こういうことは信用できない。われわれが信用できないですから、石炭経営者も労働者もあまりあなたのことをおっしゃるとこを信用しておらな

い。ところが五千三百万トン掘つてくれれ、いや五千五百万トンしか出ないと言つて、水田大臣も御折衝に苦労をなすつておるんですが、そこは石炭政策として石炭経営者に出せと言われて

おりますが、それに沿つて適当に増産もできるべきのお話のような乱掘とか、そういうことをしなくとも一定の合理化の

ベースに沿つて適当に増産もできる

ことになつたようだ。それによつてさつて、着実にこれを伸ばしていくことが

あります。ただ、だから将来そういう事態にならなかつたように、それによつてさつて、着実にこれを伸ばしていくことが

善良好なる市民です。こういう人たちに対する救済の措置は、現在の法律では御承知のように非常な暴力もござります。そうして被害を受けている人は

下つていくくといふようなことはないと  
思うのです。今、御承知のように合理  
化法案によつて、三十くらい売出した  
でしよう。それから、また七十くらい  
申請があるそうです。しかし、ふえて  
いる方は売出した数よりも多く多い  
のです。これは石炭局長知つてゐる通り  
です。しかし、計画的に採炭をやつてい  
るのでないですから、鉱山保安法も何  
もない。めちゃくちやに、トラック一  
台と人間三十人くらい集めて石炭の乱  
掘をやって、とにかくあと充填という  
ものはやらない。九州の山へ行つてご  
らんなさい。とにかくボタ山というの  
がたくさんある。北海道も若干あるけ  
れども、北海道にボタ山はない。坑内  
から掘つた石炭を運炭したあとの石  
炭を、また坑内へ持つていて充填する  
のです。そうすれば地がらの変動もな  
い。九州も、山の関係と、深さ、浅さ  
はあるけれども、九州の方は全部出し  
たやつを坑内に持つていかないから、  
どうしてもそういう変動がある。それ  
は無計画で、景気がいいといって石炭  
を掘る、悪いからといってストップす  
る、これは政府が、自由主義經濟です  
から、社会党のわれわれの言うよう  
に、国管にしなさいということはあな  
た方に言いませんよ。しかしながら、  
三百万トンか四百万トンのコントロー  
ルする石炭を政府が買って、不況時と  
好況時にうまく政府がやる、こういう  
方法をお考えにならないかどうかとい  
うことなんですよ。

ておつて、余分に買つてこれをどううで、今はやはり、来年度、再来年度の大体需要の見通しによつて、着実な増産計画をやつていくという方に主力を注ぎまして、これが需要状態が狂つたときのそれを考へなければならぬと思いまして、ほんとうのそういう長期安定対策といふものを考へなければならぬと思いまして、そのときは、当然政府が、そういう、石炭を一定量買つておくといふようなこともしなければならぬじどうかと考えております。

○阿部竹松君 そうなると、大臣のお話は、私、口は悪いかもしれないけれども、やみ屋にひとしいのですね。朝鮮事変のとき、とにかく石炭がどんどん売れたときに石炭をどんどん掘つて、やれ掘れ、それ掘れでやつたのだから、朝鮮事変がぱたりと終つたから炭鉱つぶれたのですよ。また、今度こういう事態になつたのですね。あなた、また今度二、三年たつたらやりますなんて、まだめになりますよ。こういうときに、神武以来の景気だとかね、大鼓たたいて宣伝しているときにやらないと、あなた、三年大臣やるか、四年大臣やるか、あなたは终生通産大臣をやつていただきなければならぬ。こういうときにやらんで、今度できることだけれども、そういうことについてもう少し信念を持つて、通産大臣はこうやりますというくらいのお考えの開陳があつてしかるべきだと思うのですがね。

○國務大臣(水田三喜男君) それはやはり今後の問題であつて、ただいまのところは、もう正常時炭量を、御承認

のように非常に割っているときでござりますので、そういう操作をしたりなんかして、そういう措置を考える今余裕のないときでござりますから、現在は問題にならぬと思っております。

○阿部竹松君 それでは違うことでお伺いしたいのですが、つまり、政府なり、加害者とあなた方は言つておりますが、石炭を掘つた人、そういう人たちが何億か金を出して、とにかく道路なり家なり水田なり畑なり、これを旧状に復する、この金は大体相当な額なんですね。そこで筑豊の炭田などに金を投するよりも、長崎の島原と福岡の大牟田というところがありますね。あそこに有明湾というのがありますよ。あそこでも埋め立てた方が、あの筑豊のどまん中へ行って鉱石復旧だなんということよりも、山から持つていて、はるかに安く、同じ十万円出して一坪できるなら二坪できるのですよ。政府としてはどういうことを考えるのです。とにかくぶれたところはどうしても守らなければならぬというのですか。それより、安くて日本の国土がふえることがあるということであれば、そういう手を打とうというお考えは毛頭ないのですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 有明湾の埋め立てとかいうようなものは、それは別個に農林省や建設省で計画しているそうですございます。私はそういう考え方を持つてもいいのじやないかと思つております。

○阿部竹松君 持つてもいいのですな、農林省と建設省と大臣が違つても、あなたの方少くとも自民党として、一本になつて、日本の国をどうするかということをとにかくやられるんで思つております。

豊のどまん中に、一坪百万円もかかるところがあるらしいのです。だからそれがどうも、あなたたは政調会長もやられたことがありますて、そういうことで一貫して、全然実施を何もされていないのですね。ですから、それは管轄は違うかもしれませんよ。しかし、財布として、阿部竹松君、ただ、それは計画といふけれども、それは机上プランであつて、必ずしも実施を何もされていないのですね。ですから、それは守らなければならぬとして、これは守らなければならぬと、いうよりも、そういうところへ金を注ぎ込んで、一坪ふやすよりも、三坪ふやすという方がいいと思うのですが、これは建設大臣に聞いて……。

ものは大蔵省というところで、日本政府が一つなんですかね。それは、出先は違つたとしても、財布が一つなんですから、要は予算がないわけです。そうして、またつぶれた土地を持つている人に、それは有明海でやりますと言つたら、一坪つぶれたらお前のところはがまんせい。そのかわり、こちらで三坪やりますというような方法で、通産大臣個人の意見でなく、政府としてあなたがどうなされますかというごとなんです。

○國務大臣(水田三喜男君) 全国各地に、そういう干拓計画を立てて促進すれば、非常にいい場所が現在ございまして、これを予算的に促進するためには、従来の予算のつけ方じやなくて、別の構想を持つ必要があるんだろうということから、今度こういう問題は特別会計を作つて、そうしてそこで借入金ができるという形で、全国計画地點の促進もやろうじゃないかという話に、今度は政府がきめましたので、この特別会計の設定ということによつて、こういう工事は今後相当進むだらうと考えております。

○島崎君 ただいまの阿具根委員と阿部委員の質問に関連して、質問をしたいと思いますが、今通産大臣が、貯炭の余つた場合には、政府が買い上げて、そうして不足した場合に操作をする、そういうことを考えてもいいんじゃないかというような御発言でございましたが、非常に私は自民党の選出の大臣としては、特にまた本田通産大臣としては、政調会長をお務めになられた大臣といたしましては、非常に私は重要な御発言を、意義ある御発言を拝聴したと、実は喜んでおります。と

申し上げますのは、自民党的内閣により計画性がなくなつた、その計画性がないゆえに、業者と国民が非常に迷惑をしてきたのです。その迷惑を避け、そして国家の産業機関を順調に発展させ、国民の生活を安定せしめていくには、どうしても自由放任ではなくくして、国家の意思の作用というものが相当強く働きなければならないといふことは、年来の私たちの主張でございました。そこで、過去の石炭の行政を見ましても、今両君から御指摘になりました通り、国民と業者が非常に迷惑をしてきた。そこで今日は、石炭が足りないで大いに掘らなければならぬということだけれども、将来もし困った場合には、やはり国家の施策としてそういうことを考へる必要が起つてくるということは、御承知の通りアメリカにおきましては、農産物が余りますれば、國家が買ひ上げて、そしてそれがここでお聞きたいことは、輸出景気から設備景気になりまして、それがやらなければならぬと思うのです。そこで、石炭と関連をいたしまして私がここでお聞きたいことは、輸出景気がここでお聞きたいことを当然に来ておるというので、ゼネラルモーターズあたりは、計画をしておりませんが、しかしながら、アメリカあたりでは、すでに景気は頂点に達しておるというので、ゼネラルモーターは、設備投資がなされておるわけなんですが、しかしながら、自動車の売行きが中止をしておるということがあります。アメリカあたりならば御承知の通り、やはり住宅の建設状況も非常に憂慮されておる。自動車の売行きが中止をしておるというのも、今までその通りだと言われました。相手の夏を頂点にして下り坂になるんじやないかと学者は観測をして

おるようです。そこでその影響が日本にこれは及んでくるわけですが、そうになりますと業界においても、これは感をしてきたのです。その迷惑を避け、そして国家の産業機関を順調に発展させ、国民の生活を安定せしめていくには、どうしても自由放任ではなくくして、国家の意思の作用というものが相当強く働きなければならないといふことは、年来の私たちの主張でございました。そこで、過去の石炭の行政を見ましても、今両君から御指摘にな

おるようです。そこでその影響が日本にこれは及んでくるわけですが、そうになりますと業界においても、これは感をしてきたのです。その迷惑を避け、そして国家の産業機関を順調に発展させ、国民の生活を安定せしめていくには、どうしても自由放任ではなくくして、国家の意思の作用というものが相当強く働きなければならないといふことは、年来の私たちの主張でございました。そこで、過去の石炭の行政を見ましても、今両君から御指摘にな

ますが、そういったような客観情勢の中においても、政府は今のような情熱を持つて、そして石炭の合理化をはかると同時に、設備を拡大していく、それから増産をはかつていかなければならぬ、こういうような方針を強力に推し進めていかれる考え方であるのかどうかお聞きしたいのが一点。そして私が今通産大臣に非常におほめの言葉をして、ほんとうにこの余った石炭を政府が買い上げて、そして業者にも、国民にも迷惑を及ぼさないというふうに進めています。かりに石炭がそういうふうに進めています結果、石炭が余りました場合に、ほんとうにこの余った石炭を政府が買い上げて、そのなります。それから経済の動向についてですが、これはアメリカの方向がただいまましようか、計画といいましょうか、そういう施設をほんとうに断行されるだけの決意と、そしてそういうことは閣議なり、あるいは自民党的政調会あたりにも出たことのある話で、そして大臣はそういう御答弁をなされたかどうか、この二点について明確にしていただきたい、こう思うのです。

○國務大臣(水田三喜男君) 石炭の不況という時代が来たときには、今言つたような方策もとらなければならぬだけに、この二点について明確にしていただきたい、こう思うのです。そこで、石炭と関連をいたしまして私がここでお聞きたいことは、輸出景気がここでお聞きたいことを当然に来ておるというので、ゼネラルモーターは、設備投資がなされておるわけなんですが、しかしながら、自動車の売行きが中止をしておるということがあります。アメリカあたりならば御承知の通り、やはり住宅の建設状況も非常に憂慮されておる。自動車の売行きが中止をしておるというのも、今までその通りだと言われました。相手の夏を頂点にして下り坂になるんじやないかと学者は観測をしておきましたが、まずこういう点から改めざ

せて、豊水であるときでも、一定数量は全部石炭を買わせて、これを貯炭させおくというような措置をやるべきではないかというような話は今までしばしば出ておつて、実際にはあまりやられていないかと思います。それで、今度そういう不況というようなときに、あるいは政府の政策を聞くと、それは見えただいときには、政府自身が買うこともありますし、その前に大口の需要家に一定の量をみな貯められない、こういうような方針を強力に推し進めていかれる考え方であるのかどうかお聞きしたいのが一点。そして私が今通産大臣に非常におほめの言葉をして、ほんとうにこの余った石炭を政府が買い上げましたように、そなります。それから経済の動向についてですが、これはアメリカの方向がただいまましようか、計画といいましょうか、そういう施設をほんとうに断行されるだけの決意と、そしてそういうことは閣議なり、あるいは自民党的政調会あたりにも出たことのある話で、そして大臣はそういう御答弁をなされたかどうか、この二点について明確にしていただきたい、こう思うのです。

○國務大臣(水田三喜男君) 石炭の不況という時代が来たときには、今言つたような方策もとらなければならぬだけに、この二点について明確にしていただきたい、こう思うのです。そこで、石炭と関連をいたしまして私がここでお聞きたいことは、輸出景気がここでお聞きたいことを当然に来ておるというので、ゼネラルモーターは、設備投資がなされておるわけなんですが、しかしながら、自動車の売行きが中止をしておるということがあります。アメリカあたりならば御承知の通り、やはり住宅の建設状況も非常に憂慮されておる。自動車の売行きが中止をしておるというのも、今までその通りだと言われました。相手の夏を頂点にして下り坂になるんじやないかと学者は観測をしておきましたが、まずこういう点から改めざ

せば、豊水であるときでも、一定数量は全部石炭を買わせて、これを貯炭させおくというような措置をやるべきではないかというような措置をやるべき

ことがあります。

○阿具根登君 大臣は非常にお忙しいことに関連してですが、法律案が出来たときに、あるいは政府の政策を聞くときには、これはそういう答弁です、この前までも、蒸し返すようですが、それから増産をはかつていかなければならぬ、こういうような方針を強力に推し進めていかれる考え方であるのかどうかお聞きしたいのが一点。そして私が今通産大臣に非常におほめの言葉をして、ほんとうにこの余った石炭を政府が買い上げましたように、そなります。それから経済の動向についてですが、これはアメリカの方向がただいまましようか、計画といいましょうか、そういう施設をほんとうに断行されるだけの決意と、そしてそういうことは閣議なり、あるいは自民党的政調会あたりにも出たことのある話で、そして大臣はそういう御答弁をなされたかどうか、この二点について明確にしていただきたい、こう思うのです。

○國務大臣(水田三喜男君) 最初の問



断角で六十度とか五十度とかいうことを申し上げておりますが、それはその角度で見まして、地表に現れたものが、どの炭鉱の採掘に基く結果であるかということを判断するのでございまして、これにつきましては、その場合々々によりまして、具体的にきめているはずでござりますから、原則として、五十度ないし六十度の角度でもつて見ておる。こうしたことでござります。

○阿具根登君 五十度ないし六十度の角度で見ておられるということをごさいます、坑内を探査しておる場合に、それ以外のそういう現象があることがあるかどうか。

○政府委員(譲岐喜八君) それ以外にある場合があるわけでございます。そういう場合には、非常にむずかしい問題が起る。たとえば地下の水を汲み出したために、地表に非常に大きな範囲に陥没が起るというような場合がありますが、これらの問題についてます。

○阿具根登君 わよと技術的な問題になりますが、ただいまのは非常に何か合わないと思うのですね。炭鉱を掘った周辺は水がなくなるのが、これは常識なんですね。だから水を吸い上げて陥没したというようなところは、おそらくその付近に炭鉱を掘っていることは考えられん、こういうようになるわけなんですね。炭鉱を掘つていけば、周辺の水は少くなるのが常識なんですね。鉱内を掘つてあるんですから

ね。だからまあその付近でどこか水を吸い上げたから陥没したということは、ほとんどあり得んのじゃなかろうか、そういうのはほとんど境外ではないか、こういうふうに見えないだらうかと思うのですが、それは違うのですか。

○政府委員(譲岐喜八君) 非常にむずかしい問題でございまして、私だけの御答弁では御満足いかんのじゃないかと思いますが、そういう場合にはおきまして、常識上そういうことが想定されるという場合におきましても、地下水の流れと申しますか、こういうものは非常に特別な事情があるようございまして、突然に水が出てきたり、あるいは突然に水がなくなったり、そういうことがその山だけの採掘に基くものか、あるいはその周辺の多くの山の採掘に基くものか、これは非常にむずかしい問題が起る。そのボーダー・ラインにつきましては、非常にむずかしい問題でございまして、非常にむずかしい問題が起る。その年数としては固定したのだ、この標準炭価の平均生産費の計算に算入したわけでございまして、これはそこの年の数字としては固定したのだ、こういうふうにお考へ願いましてけつこうだろうと思ひます。それから四千二十七円の標準炭価をきめながら、実際の市場の価格はそれより高いじやないかという御意見のようございますと、たとえば、国鉄とか鉄鋼、電力、ガス等の大口の値段につきましては、これは実際に、その数字の具体的のが実情だ、こういうところでございまます。

○阿具根登君 質問の要旨を変えまして、賠償費として標準炭価にトン当たり六十三円を見込んでおるということを発表されておる。標準炭価は四千二十七円である。これは合理化法案ができるときに、政府が石炭の高騰を防ぐため、標準炭価をきめるのだといふことが決定されておったと思います。そうしますなら、権威ある通産省が標準炭価を決定したのであるから、その標準炭価で石炭は売買されなければなりません。かように思いますが、現在その

標準炭価で売買されておるかどうか。また、実際に炭価がそうでなくなつた場合には、標準炭価そのものを変えなければならぬが、そういう場合にも六十三円というのに固執されるのか、それは違ひますか。

○政府委員(譲岐喜八君) この標準炭価の中に見ております鉱害賠償額でございますが、トン当たり六十三円というのは、ただいまのお話の通りでございまして、これは現在までの実績に基きまして、トン当たりに算出して、この標準炭価の平均生産費の計算に算入したわけでございまして、これはそこの年の数字としては固定したのだ、こういうふうにお考へ願いましてけつこうだろうと思ひます。それから四千二十七円の標準炭価をきめながら、実際の市場の価格はそれより高いじやないかという御意見のようございますと、たとえば、国鉄とか鉄鋼、電力、ガス等の大口の値段につきましては、これは実際に、その数字の具体的なものははつきりとつかめない事情にございますが、たとえば、国鉄におきましては、上期五十円、下期には百六十円、鐵鋼では、上期に二百円、下期に三百円、電力は上期に百円から百五十円、下期には二百五十円から四百円、七円である。これは合理化法案ができるときに、政局が石炭の高騰を防ぐため、標準炭価をきめるのだといふことが決定されておったと思います。そうしますなら、権威ある通産省が標準炭価を決定したのであるから、その標準炭価で石炭は売買されなければなりません。かのように思いますが、現在その

標準炭価で売買されておるかどうか。実際に、その衡にある需要家の話を聞いてみると、標準炭価そのものを変えなくてよいままに、標準炭価までとても買えません、こういうことを言っておるところの代表、中小工業の代表に来てもらおうございますから、それは確かだ存じます。問題になりますのは、むろこういう大口の需要家に高い値段があるのじゃないか、こういう御質問の趣旨のじやないかと存じます。標準炭価も非常に高い値段で売ると存じます。問題になりますのは、むろこういう大口の需要家に高い値段があるのじゃないかと存じます。

○阿具根登君 私は、局長も相当調査しておるから、まあ権威ある数字だと思いますが、トントン当り六十三円というのは、ただいまのお話の通りでございまして、これは現在までの実績に基きまして、トン当たりに算出して、この標準炭価の平均生産費の計算に算入したわけでございまして、これはそこの年の数字としては固定したのだ、こういうふうにお考へ願いましてけつこうだろうと思ひます。それから四千二十七円の標準炭価をきめながら、実際の市場の価格はそれより高いじやないかという御意見のようございますと、たとえば、国鉄とか鉄鋼、電力、ガス等の大口の値段につきましては、これは実際に、その数字の具体的なものははつきりとつかめない事情にございますが、たとえば、国鉄におきましては、上期五十円、下期には百六十円、鐵鋼では、上期に二百円、下期に三百円、電力は上期に百円から百五十円、下期には二百五十円から四百円、七円である。これは合理化法案ができるときに、政局が石炭の高騰を防ぐため、標準炭価をきめるのだといふことが決定されておったと思います。そうしますなら、権威ある通産省が標準炭価を決定したのであるから、その標準炭価で石炭は売買されなければなりません。かのように思いますが、現在その

標準炭価で売買されておるかどうか。また、実際に炭価がそうでなくなつた場合には、標準炭価そのものを変えなければならぬが、そういう場合にも六十三円というのに固執されるのか、それは違ひますか。

○阿具根登君 私は、局長も相当調査しておるから、まあ権威ある数字だと思いますが、トントン当り六十三円というのは、ただいまのお話の通りでございまして、これは現在までの実績に基きまして、トン当たりに算出して、この標準炭価の平均生産費の計算に算入したわけでございまして、これはそこの年の数字としては固定したのだ、こういうふうにお考へ願いましてけつこうだろうと思ひます。それから四千二十七円の標準炭価をきめながら、実際の市場の価格はそれより高いじやないかという御意見のようございますと、たとえば、国鉄とか鉄鋼、電力、ガス等の大口の値段につきましては、これは実際に、その数字の具体的なものははつきりとつかめない事情にございますが、たとえば、国鉄におきましては、上期五十円、下期には百六十円、鐵鋼では、上期に二百円、下期に三百円、電力は上期に百円から百五十円、下期には二百五十円から四百円、七円である。これは合理化法案ができるときに、政局が石炭の高騰を防ぐため、標準炭価をきめるのだといふことが決定されておったと思います。そうしますなら、権威ある通産省が標準炭価を決定したのであるから、その標準炭価で石炭は売買されなければなりません。かのように思いますが、現在その

機構を使ってお調べになつておるようでござりますが、その点についてどういうふうにお考えになつておりますか。私どもは、実際自分で行つて見て来たわけです。

○政府委員(譚岐喜八君) 炭価の問題には、まず標準炭価では六千二百カロリーの粉炭、しかも山元のレール渡しと申しますか、そういう値段でござります。そこで、実際に市場で買われる炭は、粉炭ばかりじやございません、六千二百カロリーの炭ばかりじやございません。これは、公式的な格差と申しますか、メリットによつてその石炭の値段がきまるわけでござります。そこで、それから九州炭あるいは北海道炭を東京なり大阪なり何なり申しますと、大体標準炭価がカロリーで六十五銭ぐらいだと思ひます。その運賃をプラスしまして、さういふ手数料がプラスされます。そういうプラスをしました場合に、何ばあれば大体山元で粉炭でオシ・レール渡しの標準炭価になるかと申しますと、大体名古屋地区ではカロリー当たり九十四、五銭になるじゃないか。それで、それに割合をえたと、一円ないし一円五銭というのが相場になつて参ります。これ以上オーバーしたもののは標準炭価を一割オーバーしたものだ、こういうふうにわれわれは考えておるわけであります。実際に輸送にかかる費用なり、また販売業者の取ります手数料は、これはやむを得ないものだと考へるわけでござります。なほ、ふる用炭等につきましては、ただいま御指摘がございましたが、當然の例

で考えてみますと、最近におきましては、非常に石炭一トン出すよりもボタで、こういう関係から、需要家に迷惑をかけないために、普通ならば鉄道で運ばれるものを、自動車で運ぶ、ある

ば、東京へ来て需要家の倉庫まで直接つけられるものを、一たん陸揚げしまして、その船に積んでおりました荷物を何分のいかに分けまして、それからトラックで輸送する、こういうような事情が最近においては出ておるの

でございます。また、常磐の山元で貨車が得られないために、福島の小名浜ば常磐からトラックで東京まで持つて参りますと、鉄道ならば五百円程度でござります。また、常磐の山元で貨車が得られないために、福島の小名浜

州の筑豊へ、長崎とか佐賀へ行つても、山によつて違いますけれども、とにかく石炭一トン掘るために、石一トン掘つてあるわけです、坑内から。

○阿部竹松君 保安局長、それは御冗談でしよう。二十年前から北海道にお

いては坑内のズレを選炭して、とにかく石炭を取つたあとを坑内に運んで、

出でますけれども、最近御承知のよう

に鐵柱カッペといふものが非常に広範

に普及されております。この鐵柱

カッペを使いますと充填はほとんどや

りません。鐵柱カッペの所は全部無充

て、残りが出でますよ。しかし、坑内から

出たズレを坑内に埋めることによつ

て、浅い炭坑といえども陥没が起きな

い。おそらく一度ごらんになつたらわ

かれるのです。二十年前からやってお

る。確かに経済力から言えば充填をし

て、石は野放しにして、石炭は汽

車に積むといふ方がいいかもしれません

のです。二十一年前からやっておる跡

ばかりしといふ方法で操業をいたしてお

りまして、この方がずっと安全にいく

わけであります。これは御説明します

と非常に長くなりますので、一応鉄柱

カッペ使用の山は充填なしでやつて差

しつかえないといふ一応の理屈の理論

が立つておりますので、そういう方法

をとつておるわけであります。

○阿部竹松君 ですからそういうよ

うことで切羽を進行させることによつ

て能率は上るけれども、あなたが御承

知の通り一日に二人半くらい犠牲者が

出るのですよ。充填しないから、そう

して坑外でボタを積んで、ボタ山の処

置はおそらく監督不十分だから、ボタ

山がくずれて家を倒したり、あるいは

沈下することも鉱害だけれども、

このボタ山の処置についてやはりどう

で考えてみますと、最近におきましては、非常に石炭の需給が逼迫しまして、こういう関係から、需要家に迷惑をかけないために、普通ならば鉄道で運ばれるものを、自動車で運ぶ、ある

いはまた、北海道炭でも、普通なら

運ばれるものを、自動車で運ぶ、ある

から、東京へ来て需要家の倉庫まで

直接つけられるものを、一たん陸揚げしまして、その船に積んでおりました

車が得られないために、福島の小名浜

坑内に持つて行つて、そうして充填を

すれば、坑内は絶対に危険ではないし、

あるいは田地田畑をつぶして、そして

ボタ山などはできない。あるいはまた

坑内を充填することによって、今申し

上げたように危険でないと同時に、こ

ういう鉱害などといふものは起きない

のです。片一方は膨大なボタ山ができる

上つて土地をつぶしている、片一方は

沈下しておる、それによって坑内が危

険であるといふような、ばかりしたこと

をやつておるので、これは保安局長どうお考へになるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいま

お話を非常にむずかしい問題でござ

ましたのは、これは通常の状態におい

て、通常の輸送機関で消費者の手に渡

る場合を申し上げたのでござります。

が、そういうような雪給の逼迫のため

に、特別に需要家の便宜をはかるため

にかかる経費は、これも現在まで

の最近の状況としてはやむを得ない

が、その点はいかがですか。

○政府委員(小岩井康朗君) これは私

が全部石炭であります、ボタがない

私どもあまり聞いていないのでござ

ります。しかし、日本でも特に端島のこ

ときは炭がよくて、しかも採掘する炭

が全部石炭であります、ボタがない

という所には……しかもまた海底炭鉱

である、こういう事情の所は、やむを

りませんけれども、御承知の通り、九

○阿部竹松君 保安局長がお見えに

申しますと、大体山元で粉炭でオシ・

レール渡しの標準炭価になるかと

申しますと、大体名古屋地区ではカロ

リー当たり九十四、五銭になるじゃない

か。それで、それに割合をえたと、一

円ないし一円五銭といふのが相場になつて参ります。これ以上オーバーし

たものは標準炭価を一割オーバーした

か。それで、それに割合をえたと、一

するということもお考えでしようし、あるいは鉱害で、これは三井とか三菱住友とかいって掘った人がわかる所はよろしいけれども、昔十年、十五年前に掘つて、今、採掘した人がどなたかわからないという場合には、これはどういうことにするのですか。

○政府委員(小岩井康朝君) ただいまの御質問は、鉱業権者がわからないボタ山をどう監督しているかというふうな御質問と思いますが、私どもは一応言い逃れのようでありますけれども、鉱業権のない山は対象にできないことになつておりますので、鉱業権者がはつきりわかるものについて監督をいたしております。しかし、鉱業権者の不明がくずれて川に流れ込んだり、それから鉱害を起しておるという実情は承知いたしております。しかし、これらの中にも相当数がございまして、これが点につきましては、現在のところは特にボタ山の点につきましては、もちろん相当数がございまして、これを一番問題の多いのは福岡県でありますけれども、福岡県につきましては、県の方とよく連絡をつけまして、現在少し方向としては無理かとも存ぜられますがこれども、臨時鉱害いわゆる臨鉱の方で多少でき得るものは、めんどうを見つけておるというような実情でございます。

○阿部竹松君 それから合理化法案によつて買い上げた山ですね。それが直ちに沈下するということがないにしてあります。あるいは来年、あるいはその次年の責任……、一体そういう点どういふことになるのですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 合理化法に

よりまして買い上げた山が、将来鉱害を起す、こういう場合の処置でござりますが、整備事業団といたしましては、確定鉱害を片づけた上で、不安定鉱害及び未発生鉱害は、それはその部分だけは整備事業団が買います。

従いまして将来不安定鉱害が安定し、未発生鉱害が発生していった場合には、整備事業団がその当該賠償の責任を持つ、こうすることになります。

○阿部竹松君 そういうふうになりますと、当然政府がやるということになつておますが、今まで過去昭和二十五年からですか、二十六年から実施したのですが、今まで鉱害復旧でやった面積よりも将来も将来ふえるであろう面積の方が多くなります。かえつて毎年十町歩なり二十町歩なり復旧しておる面積よりも増加する方が多いという話があるのですが、これは当局のお調べはどうですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 先ほどもこ

れは申し上げました通り、今までの出炭ベースで、今日まで発生しました鉱害の実際の量から判断しまして、年々十二億ぐらいの鉱害が発生する、こ

れは申し上げました通り、今日までの

点多い。かえつて毎年十町歩なり二十町

歩なり復旧しておる面積よりも増加する方が多いといふ話があるのですが、これは当局のお調べはどうですか。

○阿部竹松君 午前中の石炭局長の御説明で合理化法案によってでき上つたのが縦坑二本だとおっしゃつたです

ね。しかし、一年前の出発当初の、昭和三十四年度までにでき上るという事は、確かに六十八本というふうに御計画なされて出発したというよう記憶しています。

分だけは整備事業団が買います。従いまして将来不安定鉱害が安定し、鉱害及び未発生鉱害は、それはその部たつた今日六十八本に対して二本しかできることになりますと、当然もう問題にならないということになるのです

が、この点はどうですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 午前中にお答えいたしましたのは、三十年度に二本完成いたしました、三十四年度に八本完成する見込みでございますと御説明いたしました。それでこの本完成する見込みでございますと御説明いたしました。それは申ししますと、これは御指摘のようにベースは計画通りであるとは申しあがねるのでござりますが、しかし、すでに本年度末までに十本の縦坑が完成するはずでございます。それで先ほどお話し、お説の通りでありますと、私はベースは当初の計画通り参つておりますと御説明いたしました。それがござりますと、これは御指摘のよ

うにベースは計画通りであるとは申しあがねるのでござりますが、しかし、すでに本年度末までに十本の縦坑が完成するはずでございます。それで先ほどお話し、お説の通りでありますと、私はベースは当初の計画通り参つておりますと御説明いたしました。それがござりますと、これは御指摘のよ

うにベースは計画通りであるとは申しあがねるのでござりますが、しかし、すでに本年度末までに十本の縦坑が完成するはずでござります。それで先ほどお話し、お説の通りでありますと、私はベースは当初の計画通り参つておりますと御説明いたしました。それがござりますと、これは御指摘のよ

うにベースは計画通りであるとは申しあがねるのでござりますが、しかし、すでに本年度末までに十本の縦坑が完成するはずでござります。それで先ほどお話し、お説の通りでありますと、私はベースは当初の計画通り参つておりますと御説明いたしました。それがござりますと、これは御指摘のよ

うにベースは計画通りであるとは申しあがねるのでござりますが、しかし、すでに本年度末までに十本の縦坑が完成するはずでござります。それで先ほどお話し、お説の通りでありますと、私はベースは当初の計画通り参つておりますと御説明いたしました。それがござりますと、これは御指摘のよ

うことは、今ちょっとここでは自信を持つてお答えすることはできない事情もございます。

○阿部竹松君 そうなると、昭和三十四年にから御質問する以外には、確かに六十八本というふうに御計算されています。

和三十四年度までにでき上るという実情でございますので、私は後石炭の増強に伴つて悪くなるから承わつたわけですが、今年は非常に順調だったというお言葉でしたよ。

○阿部竹松君 昨年のちょうどストリ

制法のときだと思うのですけれども、御安心願うというお言葉を今保安局長

から承わつたわけですが、今年は非常に順調だつたといふお言葉でしたよ。

○阿部竹松君 そうすると大体あれで、月曜日でありますと、おなじく責任者はどういうふうに処罰するとかなんとかいふことはないので

ますけれども、中大でその減った分を食つてさらにふえておるというような

実情でございますので、私は最も九州へ参りまして、直ちにその実情を知り

ます。日々、話は變りますが、こういう

四年になつてから御質問する以外には、確かに六十八本というふうに御計

画なされて出発したというふうに記憶しております。

ますけれども、中大でその減った分を食つてさらにふえておるというような実情でござりますので、私は最も九州へ参りまして、直ちにその実情を知り

ます。日々、話は變りますが、こういう四年になつてから御質問する以外には、確かに六十八本というふうに御計

画なされて出発したというふうに記憶しております。

ますけれども、中大でその減った分を食つてさらにふえておるというような実情でござりますので、私は最も九州へ参りまして、直ちにその実情を知り

ます。日々、話は變りますが、こういう四年になつてから御質問する以外には、確かに六十八本というふうに御計

画なされて出発したというふうに記憶しております。

ますけれども、中大でその減った分を食つてさらにふえておるというような実情でござりますので、私は最も九州へ参りまして、直ちにその実情を知り

ます。日々、話は變りますが、こういう

四年になつてから御質問する以外には、確かに六十八本というふうに御計

画なされて出発したというふうに記憶

しております。

ますけれども、中大でその減った分を食つてさらにふえておるというような実情でござりますので、私は最も九州へ参りまして、直ちにその実情を知り

ます。日々、話は變りますが、こういう

四年になつてから御質問する以外には、確かに六十八本というふうに御計

画なされて出発したというふうに記憶

しております。

も、中小と大手のバランスが非常に大きく破れておるという点を申し上げたのであります。一月、二月の成績も順調に進んでおるわけであります。これからだんだん悪くなるのではないかということを予想いたしまして、目下手を打ちつあるという御説明をいたしました。

○阿部竹松君 一つそういう点は特に保安局長は事故を絶対起さないという御方針で、九州なり北海道なりに厳重なる指令を出して、監督をやつていたが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかと御方針で、九州なり北海道なりに厳重なる指令を出して、監督をやつていたが、これは鉱業権者がいなくなりました。官からもお答えした次第でございます。ボタ山をどうするかと、こういうことを言わわれております。そこで政務次官からもお答えした次第でござりますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかとおきます。

それからそういうふうな権者は別として、そういうようなところでとにかく二千トン、三千トン掘るのが二、三年たつと、どこかに鉱主が行つてしまつとか、責任者がわからなくなつたというのが積り積つてこういう鉱害問題になるのではないか。これは大手関係から見れば少いかもしれませんが、起きてくるわけですが、積り積つて何年かの間に鉱害問題になるのではないか。従つてそういうのは今から手を打つとかなんとかということはできないですか。

○政府委員(讀岐臺八君) 鉱業権者が非常にむずかしい問題でございまします。これではいかぬじやないかといふことでございません。これはわれわれ府県知事が条例でその行為を禁止するというだけの点しかないわけでござい

ます。しかし現実の問題としましては、だれも何も手をつけられない。ただ、府県知事が条例でその行為を禁止する

といふことは、なかなか実現をさせたい。かように存じておる次第でございますから、鉱業法等との関係も非常に難解の問題出でるわけあります。鉱業法とボタ山の関係がいつどこで切れるのか、あるいは初めからそのボタ山というものは鉱業法のらち内なのからち外なのか、非常にむずかしい問題がござりますので、こういう法律上の問題もよく研究しておる次第でございます。

○阿部竹松君 私は法的制裁云々といふ前に、とにかく國の税金を持ち出して、何とかいい方法を考えたい、かよう考へておる次第でござります。

○政府委員(讀岐臺八君) 不明になりましたり、あるいは無資力になりましても、鉱害賠償ができない。それで非常に復旧に困るといふことがあります。これは一般的の鉱害につきましては、ただいま法律に規定がございまして、鉱業権者が不明または無資力の場合は、国または地方公

共団体が鉱業権者の負担すべきものを負担しまして復旧する、こういうことになつております。ただ、問題の点は、ボタ山のくずれる場合ではないか

と存じますが、これにつきましては衆議院でも相当議論になりました。将来ボタ山をどうするかと、こういうことを言わわれております。そこで政務次官からもお答えした次第でございますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかとおきます。

○阿部竹松君 一つそういう点は特に保安局長は事故を絶対起さないという御方針で、九州なり北海道なりに厳重なる指令を出して、監督をやつていたが、これは鉱業権者がいなくなりました。官からもお答えした次第でござりますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかとおきます。

○政府委員(讀岐臺八君) この問題も非常にむずかしい問題でございまし

ます。これではいかぬじやないかといふことでございません。これはわれわれ府県知事が条例でその行為を禁止する

といふことは、なかなか実現をさせたい。かのように存じておる次第でございますから、鉱業法等との関係も非常に難解の問題出でるわけあります。鉱業法とボタ山の関係がいつどこで切れるのか、あるいは初めからそのボタ山というものは鉱業法のらち内なのからち外なのか、非常にむずかしい問題がござりますので、こういう法律上の問題もよく研究しておる次第でございます。

○阿部竹松君 私は法的制裁云々といふ前に、とにかく國の税金を持ち出して、何とかいい方法を考えたい、かよう考へておる次第でござります。

○政府委員(讀岐臺八君) 不明になりましたり、あるいは無資力になりましても、鉱害賠償ができない。それで非常に復旧に困るといふことがあります。これは一般的の鉱害につきましては、ただいま法律に規定がございまして、鉱業権者が不明または無資力の場合は、国または地方公

共団体が鉱業権者の負担すべきものを負担しまして復旧する、こういうことになつております。ただ、問題の点は、ボタ山のくずれる場合ではないか

と存じます。そこで政務次官からもお答えした次第でござりますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかとおきます。

○阿部竹松君 最後に一つ、これは質問でなくして要請になるかわかりませんけれども、とにかく昭和七年の上海事変だとか、それから日支事変から大東亜戦争、それから終戦後の復興、朝鮮事変、こういう幾多の事変、戦争をして、そのボタ山の問題はどうするかとおきます。

○政府委員(讀岐臺八君) ただいまおこなつたことは、大体地質を調べたり、何メーター地底を掘つておるということがございました。河川の面から建設省が関係いたしますし、農地の面では農林省が関係する。それから現在の河川法の規定から申しますと、府県の知事が条例をもつてこれを監督する、こういうことになつております。

○阿部竹松君 それからそういう起きるといふことです。ですからもうそういう起きるといふことです。ですからもうそういう起きるといふことです。ですからもうそういう起きるといふことです。これが鉱業権者が多いくなりまして、そのまま金を出して復旧作業をするわけですね。そこで政務次官からもお答えした次第でござりますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかとおきます。

○政府委員(讀岐臺八君) どうも沈下することはおのずからそういふところを掘らせないよう見れば、もう沈下することはおのずからそういふところを掘らせないよ

うですか。

○阿部竹松君 どうも金を出して復旧するようですが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限というものが、たとえば河川の問題等がゆだねられておきていますが、まだ結論は出ておりませんが、まだ大きな問題であるからと、まだ連絡会議をそろそろ始めているわけでございますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限というものが、たとえば河川の問題等がゆだねられておきていますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限といいうもの

が、たとえば河川の問題等がゆだねられておきていますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限といいうものが、たとえば河川の問題等がゆだねられておきていますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限といいうもの

が、たとえば河川の問題等がゆだねられておきていますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限といいうもの

が、たとえば河川の問題等がゆだねられておきていますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限といいうもの

から地方公共団体が千六百四十二万出しまして、それから鉱業権者の納付金で一億五千二百四十七万五千円合計二億三千四百万円で約千戸、予算担保としては大体二十万円と考えておりますが、これで割りますと二十三万といふことになるわけでござります。しかし、これは千戸と限つたことではございませんで、できれば千戸以上やりたいのです。大体予算としてさよう盛りましたという点、御了承願いたいと思ひます。それから家屋の復旧の場合に、地震等の復旧費だけを補助の対象にいたしまして、その他の部分については鉱業権者の負担ということにいたしておられます。それが今日まで特別鉱害の関係で家屋を復旧して参りました実績りますが、これは今日まで特別鉱害の地盤の復旧をやらなければできない。それでその費用が、大体家屋復旧全体の経費の七〇%以上を占めるというふうに着目し、こういう制度を新しく設けるということになつた次第でござります。家屋復旧費のうちの大部は地盤等復旧費でまかなえる、かように考えておる次第でございます。百ペーセントそれじゃ補助の対象にしたらいい。日までこの臨鉱法で家屋を取り上げていくことができなかつた事情等そこにあるわけでございまして、いろいろむずかしい内部事情もあるのでございまして、ともかくこの復旧の大部が地盤等復旧費でまかなえるであろうといふことを重点に置きました。どういふことを考えておりであります。それで七〇%の半分を国と地方公共団体持ぢます。

で、全体の復旧費の三五%程度が補助されると、こういうことになります。上水道の場合は二五%でござりますが、それから下水道の場合は三分の一でござります。

○阿具根登君 次官がお見えになつておりますので、次官に一つお尋ねしたいと思うのですが、特鉱法が来年の四月一日で廃止になる、今度は延長にならないようございます。あとは臨鉱法でみると、今まで業者から取り立てておられるから、おそらく三度延長にならぬようございます。あとは臨鉱法でみると、今まで業者から取り立てておられたことはないと思ひます。そういうことはないと思ひます。おった年々六十億から七十億くらいの金ですね、こういうのは取り立てないようになるわけなんですが、炭鉱の実態から考えてみて、こういうものをブル式に取り立てる、そうして鉱害を完全に復旧していく、こういうお考えがあるかどうか。大臣にはちょっととお聞きしましたけれども、そのあと質問が続かず大臣が退席されましたので、局長とお話し合つて一つ御答弁願いたいと思うのです。

○政府委員(長谷川四郎君) 御指摘の通りでございまして、この問題を完全に復旧していく、こういうお考えがあるかどうか。大臣にはちょっととお聞きしましたけれども、そのあと質問が続かず大臣が退席されましたので、局長とお話し合つて一つ御答弁願いたいと思うのです。

○阿具根登君 現在はこういう法案があつておるし、おそらくそろお答えになつたと思いますが、現在ではブルでいくというふうには考えておらないわけでございます。

○阿具根登君 現在はこういう法案があつておるし、おそらくそろお答えになつたと思いますが、現在ではブルでいくといふことを重点に置きました。どういふことを考えておりであります。それで七〇%の半分を国と地方公共団体持ぢます。

○阿具根登君 次官がお見えになつたと思いますが、特鉱法が来年の四月一日で廃止になる、今度は延長にならないようになります。あとは臨鉱法でみると、今まで業者から取り立てておられたことはないと思ひます。おった年々六十億から七十億くらいの金ですね、こういうのは取り立てないようになるわけなんですが、炭鉱の実態から考えてみて、こういうものをブル式に取り立てる、そうして鉱害を完全に復旧していく、こういうお考えがあるかどうか。大臣にはちょっととお聞きしましたけれども、そのあと質問が続かず大臣が退席されましたので、局長とお話し合つて一つ御答弁願いたいと思うのです。

○阿具根登君 現在はこういう法案があつておるし、おそらくそろお答えになつたと思いますが、現在ではブルでいくといふことを重点に置きました。どういふことを考えておりであります。それで七〇%の半分を国と地方公共団体持ぢます。

○阿具根登君 次官がお見えになつたと思いますが、特鉱法が来年の四月一日で廃止になる、今度は延長にならないようになります。あとは臨鉱法でみると、今まで業者から取り立てておられたことはないと思ひます。おった年々六十億から七十億くらいの金ですね、こういうのは取り立てないようになるわけなんですが、炭鉱の実態から考えてみて、こういうものをブル式に取り立てる、そうして鉱害を完全に復旧していく、こういうお考えがあるかどうか。大臣にはちょっととお聞きしましたけれども、そのあと質問が続かず大臣が退席されましたので、局長とお話し合つて一つ御答弁願いたいと思うのです。

○阿具根登君 現在はこういう法案があつておるし、おそらくそろお答えになつたと思いますが、現在ではブルでいくといふことを重点に置きました。どういふことを考えておりであります。それで七〇%の半分を国と地方公共団体持ぢます。

○阿具根登君 現在はこういう法案があつておるし、おそらくそろお答えになつたと思いますが、現在ではブルでいくといふことを重点に置きました。どういふことを考えておりであります。それで七〇%の半分を国と地方公共団体持ぢます。

こういうことを言っておるわけなんです。

○政府委員(讀岐喜八君) お言葉を返すようございますが、ただいまわれわれの考へております合理化実施計画の中での出炭の目標でございますが、これはあくまでも合理化の基調をくずすことなくして、五千三百万トンの出炭を期待するよう持つて参りたい。従いまして保安上の監督の問題も、從来と同様以上の厳重な監督をもらまして出炭をやつていこう、こういふことでござります。従いまして五千三百萬トンばかりに出ましたといつても、戦時中のよろな、あのよろな強行出炭と申しますか、乱掘と申しますか、無理なことはやらないで済むはずでござります。その範囲においてわれわれもこの出炭の計画を考え、あるいは業界の考へに賛成したい、といふふうに考えておりますので、戦時中のよろな、何といいますか、弊害は出でてこない、かように考へておるよろな次第でございまして、そろでありますから、合理的の線に沿つて各山が準備した合理化の設備をもちまして——これはやむを得ず出てくるのでござりますが、出てくる鉱害につきましては、各山ごとに実態に即して考へていなければならぬかと、かよろに考へていかなければなりません。

○阿具根登君 これは意見の相違みいたくになって、押し問答になりますから、

これでもう私はやめたと思うのです。が、もう時間もございませんので、最後に一言申し上げておきたいと思いま

すのは、測量にいたしましても、一千万円の予算が出ておるようございます。これが鉱業法の中に規定され

ます。これは鉱業法の中で規定され

ます。これが鉱業法の中に規定され

という一項目がございます。これは鉱害賠償を確保するための引当金なり、あるいは未払金制度と関連いたしまして、供託金の制度があるわけでござります。これは鉱業法の中に規定されておりまして、供託金の制度も同時に考

えらべきだというものが、衆議院の決議にあつたと思しますが、その供託金制

度の改正につきましては、目下準備中

でございまして、準備が整い次第国会に提出いたしますということで、御説

明している次第でござります。鉱業法の改正につきましては、供託金制度の

ほかに、なおすでに、御承知のことと

思いますが、ガス問題等もございま

すが、本年度から新たに計上いたしまして、予算もわずかでございます。

以上で私の質問を終ります。

○委員長(松澤兼人君) ちょっとと委員長から一つ伺つておきたいと思うのですけれども、この国会当初に松尾官房

つ万全の御努力をお願いしたいと思ひます。

ただくということのできるように、一

つ万全の御努力をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終ります。

○委員長(松澤兼人君) ちょっとと委員長から一つ伺つておきたいと思うのですけれども、この国会当初に松尾官房

つ万全の御努力をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終ります。

○委員長(松澤兼人君) ちょっとと委員長から一つ伺つておきたいと思うのですけれども、この国会当初に松尾官房

つ万全の御努力をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終ります。

○委員長(松澤兼人君) ちょっとと委員長から一つ伺つておきたいと思うのですけれども、この国会当初に松尾官房

つ万全の御努力をお願いしたいと思ひます。

解の仲介制度の運用の実績から見ましまして、足らざることを補いまして、つまり拡充強化することによつてこの問題を解決いたしたい、かよう考へます。

ます。和解仲介制度の活用に遺憾のないよう措置しておる次第でござります。

が、本年度から新たに計上いたしました付帯決議を読み上げてみたいと思ひます。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議案

○委員長(松澤兼人君) ほかに御質疑ございませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) ちょっとと速記を始めとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めとめて。

ほかに発言もなければ、質疑は尽きますね。

○委員長(松澤兼人君) 御審議を得たい、かよう考へて御審議を得たい、かよう考へておる次第でござります。

○委員長(松澤兼人君) なおもう一

つ、官房長が説明されたときは、まだ衆議院の決議といふのはなかつたと

思ひます。それはいずれにいたしま

つ、官房長が説明されたときは、まだ衆議院の決議といふのはなかつたと

思ひます。それはいずれにいたしま

つ、官房長が説明されたときは、まだ衆議院の決議といふのはなかつたと

思ひます。それはいずれにいたしま

つ、官房長が説明されたときは、まだ衆議院の決議といふのはなかつたと

思ひます。それはいずれにいたしま

ります。

政府は、本改正法の施行にあたり、次の諸点について特段の考慮を払い、必要な措置を講すべきである。

一、鉱害の認否、復旧に関する紛争の内済なる処理を図るとともに、鉱害測量の公平な実施とこれに必要な予算を確保すること。

二、家屋の復旧を促進するための予算の増額を図ること。

三、汚濁水の放流、ばた山の崩壊、猛掘、盜掘等について万全の予防措置を講ずるは勿論、これらによつて起る鉱害の被害者保護について、遺憾なき措置を講ずること。

四、この際政府は、鉱害発生要因の除去に一層の努力をするとともに、石炭政策の基本的態度を明確にし、もつて石炭鉱業の發展と安定を図るべきである。

以上の付帯決議を付して賛成の討論いたす次第でござりますが、何とぞ御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) 他に御發言もなければ、討論は終局したものと認め

て御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

しまして、両案に対して賛成の討論を行ひるものでござりますが、まず特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、昭和三十三年四月一日までに復旧工事が未完了のものについて、引き続きこれが復旧に万全の措置を講ぜられることを特に強く

お願いします。

なお、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改

正する法律案に因しましては、付帯

決議を付して賛成をするものでござ

ります。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議案

につきましては、ただいま委員長のお話

のとおり、私ども進めております。

いうことでござりますが、衆議院での決議に基きましてこの二法案をわれわれは準備して国会にお諮りする、こ

れの決議にあるのでござります。これにつきましては、私どもは今日までの和解の仲介制度につきましては、これ

は別問題でございまして、和解の仲介制度にかかる制度を考へてはどうかと

思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

まず、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました阿具根君提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました阿具根君提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

この際通産当局の所信を伺いたいと存じます。

○政府委員(長谷川四郎君) ただいまの鉱害関係の二法案につきまして、御質問の方は御發言を願います。

ちよつと伺いますが、この間ちよつた

につきましては、通産省といたしまして、その線に沿いまして法律を適用して参りたいと存じますし、また、石炭政策の確立につきましても、今後各関係機関と十分に研究いたしまして、御期待に沿いたいと存じます。

○委員長(松澤兼人君) なおただいま本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出する報告書の作成その他自らの手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、両案を可とせられた方は、順次御署名を願います。

多数意見署名

阿具根 登 近藤 信一

阿部 竹松 小幡 治和

大竹平八郎 藤田 進

白井 勇 大谷 齊雄

加藤 正人 高橋 衆衛

豊田 雅孝 小西 英雄

西川弥平治 青柳 秀夫

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

て。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

○青柳秀夫君 輸出検査法についてといたします。なお御質疑のおありの方は御發言を願います。

○青柳秀夫君 輸出検査法についてといたしますが、この間ちよつた

いしました資料なんですけれども、通商局昭和三十二年二月二十七日という

ての昭和三十一年度は二十四億余ドルとい

ます。その次に今度は品目別の食料及び

飲料というのからずっと書いてあります。合計が同じく二十四億幾ドル、こうなつておるのでですが、この表は非常に

わかりにくい。通商局の方では、これ

をよくごらんになつて配付いたしますが、どうかという点を私はお伺いしたいの

ですが、これを見ますと、食料及び飲

料というところが、数字でいうと、一

億八千七百何万ドル、それから織物及

び繊維というところが八億二千二百何

万ドルというふうになつております

が、その間に、食料の方だと、水産品

だとか、ひん詰、カン詰というような

ことが書いてあるのですが、これはそ

の内訳の数字なんですか、それともお

もなものを拾つてお書きになつたの

か、ちょっと資料見ていただきたいの

です。さらに私も一言簡単につけ加えて申し上げますけれども、これは私

の見るところでは、項目が内訳とぴ

たり金額が合つておませんので、こ

の内訳の方はおもなものをお書きに

あります。申しあげますけれども、これは私

字の方は、化学肥料が二千九百万ド

ル、ほかのものは書いてない。ですか

さんの品目が小さい金額のもので分

ますので、こういうものは、木材及

び木製品として一億一千六百万ドルと

いうふうなことに表現をしております

が、これを見ますと、一番上の方

はドル、スターイングというふうに書

いてあつて、昭和三十一年度は二十四億余ドルとい

ます。その次に、それが三億九千七百万ドル、これが六千八百万ドル、これ

が四億ドルというのはよくわかります

よ。だが、あととの内訳の、輸出でも輸

入でも、おもなものを書かれたんなら

この註の所に、おもなものを書いたと

いうような付記が何かありませんと、

非常にこれは迷惑なのです。その点

をちよつと伺つておきたいのです。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま

の統計数字についてのお尋ねでござい

ます。これは輸出品並びに輸入品につきまして、重要品目だけを実は書い

たものでござります。特に、「食料及

び飲料」、たとえば、三十一年度におきまして一億八千七百万ドル、これだけではあまりにばくとしておりますので、

すと、内訳を作りますと、非常にたくさんの品目が小さい金額のもので分

ますので、こういうものは、木材及

び木製品として一億一千六百万ドルと

いうふうなことに表現をしております

し、従いまして、大分類を原則にして書いたのでございますが、大分類だけではありませんにも広範であるというものは若干大きな品目を特掲をした、こう

いう趣旨でございます。

○青柳秀夫君 今お答えがございま

たけれども、それは、輸入の方の欄に書いてない。それが並列的に一本

の欄に書いてありますと、これは何が

何だからちつともわからぬ。総計の二

よ。だが、あととの内訳の、輸出でも輸

入でも、おもなものを書かれたんなら

この註の所に、おもなものを書いたと

いうよう付記が何かありませんと、

金屬鉱物及び金属」というのをごらん

願いたい。三億九千七百幾ドルとい

うもののおもなるものが鉄鉱石と書い

て六千八百万ドルだけ書いてあるので

すね。ですから、この問題は、あなた

が逆に、この資料をどこからいただ

いた、そのときどういう感じを抱かれ

るかという点でお考へ願つた方がいい

と思います。われわれ、こういう資料をいただいても、一通りの常識で判断

しますけれども、数字というものは、

すね。ですから、この問題は、あなた

が逆に、この資料をどこからいただ

いた、そのときどういう感じを抱かれ

るかという点でお考へ願つた方がいい

と思います。われわれ、こういう資料をいただいても、一通りの常識で判断

しますけれども、数字というものは、

きつたり、款項目なら、款なら款の数

字がこれだけ、目ならこれだけとい

うふうにきつたりいつております

とあります。それをいたしておきますと、

あやふやになつてしまつて、それで、

私は大事な資料でござりますから伺つたんです。いま一度お答え願いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) この資料

は、実は先般貿易概況を説明をしろとい

うお話をございました、その説明を口

頭でいたしましたすると、あまりにもばく

と/orするおそれもありましたので、若干

の鉱害関係の二法案につきまして、御質問の方は御發言を願います。

ちよつと伺いますが、この間ちよつた

数字をお出ししたわけございません

が、別途通商局で出しております

月の調査月報、これは非常に詳細に金額品目もこまかく出してあります。これをおわせてお配りしたというふうに記憶をいたしておるのでござります。

○青柳秀夫君 この表のことはもうこまかい数字はそちらの方でござります。

頗つたらしいかと思います。

○青柳秀夫君 この表のことはもうこれ以上申し上げません。ただ、せつかくいただくな、なるべくわかりのいいものを作つていただいた方が、数字のことのございますからいいじゃないかと思います。

○青柳秀夫君 その次に、できるだけ簡単に御質問申し上げますけれども、クレームのできました表が、品目別のあるのですけれども、仕向地別のはどんなふうになつておるのか、これは口頭で大要でいいですから、お答えを願いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) クレームの数字でございますが、実は、たまたまところは、品目別にしか整理をいたしておらないのであります。地域別お配りを申し上げたいと思います。

○青柳秀夫君 むつかしいことを伺うのじやなくて、大体日本の輸出品がアメリカなり南方なり、ヨーロッパなり行つて、どつちの方でクレームがたくさんついているかというような常識的な意味でいいですから、お答え願いたい。件数というと、こちらのだと七百三十四件件数が出ている。品目別でありますから、どの方面でこういう問題が起つてあるか、輸出先の問題を伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまも申し上げましたように、相手国別に

は別途調整をいたしましてお配り申しますと、アメリカ初めヨーロッパ諸国、いわゆる先進国向けが比較的多くこの表に現われております。

○青柳秀夫君 今お答えのありましたのは、先進国というと、やはりアメリカとか、ヨーロッパとかいう文化の程度の高い所向のが多いという意味でございますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) さようでございます。

○青柳秀夫君 私は、その点はこれから東南アジアの方面等に非常に貿易の重点が置かれているというようなことを伺つておるものですから、新しいところへ出て行く品物は、特に検査等も十分にやつて、問題が起らぬようにする方がないじゃないか。今まで取引先のある所は、行ってもまあ相当信用がありますから、これは間違ひだつたといふ理解があると思いませんけれども、初めお答えでわかりました。

○青柳秀夫君 いま一点だけお伺いいたします。輸出、輸入の状況を見ますと、二十四億ドルなり、さらに非常に悪くなるというふうな意味で、仕向け地別の点をお伺いしたのですけれども、今のお答えでわかりました。

○青柳秀夫君 それではいま一つ続けて伺いたいの

ですけれども、そういうもののクレー

ムが起るようなことは、どういう機関を通じて政府の方へわかつてくるのでござりますか。その経路ですね、たとえば取引の商社間からすぐにあるのか、あるいは外務省の出先機関のようなどありますから、どの方面でこういう問題が起つてあるか、輸出先の問題を伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) お手元に

お配りしておられますのは、地元の商

社が相手方からクレームを受けまして、一部それを金額の支払い等のための処理を依頼してくるのもありますし、あるいはその他業者同士の間にあらうかと思いますが、その表はそのクレームが一応業者間で話し合いでついて金を一部返そうというようなことで為替許可の申請となつて現われた件数がそこに上つておるわけであります。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

○委員長(松澤兼人君) この際、八木

農林政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

状況を参考にちょうどいいしたいと思いまますから、後日適当のところからお調べ願います。なお、白井勇君、阿具根登君、豊田雅孝君及び大竹平八郎君の連名をもちまして各派共同の提案の形でござりますが、その表はそのことで為替の許可の申請をしてきました。

○青柳秀夫君 今お答えのありましたのは、やはりアメリカとかいう文化の程度の高い所向のが多いという意味でござりますか。

○青柳秀夫君 さうして、配付していただきたいとご存じます。

○委員長(松澤兼人君) この際、八木

農林政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

○委員長(松澤兼人君) この際、八木

農林政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

○委員長(松澤兼人君) この際、八木

農林政務次官より発言求められておりますので、これを許します。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

の方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、白井勇君、阿具根登君、豊田雅孝君及び大竹平八郎君の連名をもちまして各派共同の提案の形でござりますが、その表はそのことで為替の許可の申請をしてきました。

○青柳秀夫君 今お答えのありましたのは、やはりアメリカとかいう文化の程度の高い所向のが多いという意味でござりますか。

○青柳秀夫君 さうして、配付していただきたいとご存じます。

○委員長(松澤兼人君) この際、八木

農林政務次官より発言求められておりますので、これを許します。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのこ

とに、一言いたしたいと思うのであります。

連がやはり相当深いわけであります。しかも、輸出貿易というような品目でありますので、世界の貿易市場におけるいろいろな不況の場合、そういう場合にも公正な、的確な検査を実施し得る機関が、果してできるものであるかというような懸念が非常に強いわけであります。さらにまた、問題となりますことは、実際、検査をやります者は、機関そのものの上層部じやないわけでありまして、実際検査をやります者は、検査員そのものが権限を持ちまして、合格か不合格かをその場におきまして決定をするというような、非常に重要な使命を持つておるわけであります。その者の身分等におきましても、果して安心してその業務を公正にやつていけるかどうかというようになります。さらにまた、特に遺憾と思いまして、合規か不規格かをその場におきまして決定をするというような、非常に重要な使命を持つておるわけであります。その者の身分等におきましても、果して安心してその業務を公正にやつていけるかどうかというようになります。さらにまた、特に遺憾と思いまして、合規か不規格かをその場におきまして決定をするというようになります。

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について、特段の考慮を払はなければなりません。一、法第十条の検査の特例の適用については、なるべく最少量度の貨物に止めること。  
二、一つの指定貨物について現在政府機関と民間検査機関と併存しているものあるもこれをいすれかにかかるべきは、新しく輸出貿易品、あるいはまた特に農林水産品等におきましては、手数のみかかりまして、一面指導を兼ねました検査をやつしていくというような面もありますし、手数がかかり、経費がかかりまして仕事をやついかなければならぬ、こういうふうな非常にまあ金のかかる仕事であります。そういうもののなかにかかわります。さらには、このうの予算的措置があまりません。さらにまた、こういうものはもちろん国で相当の援助をやつてやらなければならない。人件費の補助であります。

三、輸出貿易の繁閑好不況等も考慮しなるべく数品目の検査を行ふ統合検査機関を作り彈力性ある運営をなし得るよう措置すること。  
四、政府の検査及び検査監督機関を整備強化し、公正且つ適確に業務の技術の向上、身分の安定を図るよう指導すること。  
五、受検手続の簡素化及び検査手続の軽減に努め、特に中小企業及

するか、あるいはその他検査器具等いよいよ万全の措置を講ずること。

六、受検手續の簡素化及び検査手續の軽減に努め、特に中小企業及

び農林水産業の負担を過重ならしめないよう万全の措置を講ずること。

七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

以上であります。

七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

八、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

九、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十一、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十二、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十三、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十四、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十五、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十六、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十八、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

十九、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十一、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十二、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十三、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十四、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十五、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十六、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十八、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

二十九、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十一、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十二、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十三、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十四、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十五、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十六、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十八、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

三十九、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

四十、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

四十一、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

四十二、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

四十三、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

四十四、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講じること。

まず、白井君外三名提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、白井君外三名提出の修正案は、可決されました。

部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の举手を願います。

○賛成者举手

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもつて、修正すべきものと議決せられました。

次に、討論中に述べられました白井君提出の付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の举手を願います。

[賛成者举手]

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、白井君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際通産当局の所信を伺いたいと存じます。

○政府委員(長谷川四郎君) ただいま輸出検査法案の御討論に際しまして、委員各位の述べられた御意見並びに付帯決議の御趣旨は十分に尊重いたし、輸出品の検査が迅速、的確に、また検査料金の負担は、なるべく低廉に実施されるよう十分注意して法を運用し、もってわが国輸出品の海外における成果が大いに上り、輸出貿易が伸張するよう努力をする所存でございます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第百四条による本会議における口頭手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案の修正議決に賛成せられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

阿具根 登 阿部 竹松 青柳 秀夫 大谷 賢雄 高橋 篤 小西 英雄

近藤 信一 白井 勇 大竹平八郎 加藤 正人 豊田 雅孝 西川弥平治

方法による検査に改める。

第四条及び第五条中「行う検査」を「行う主務省令で定める方法による検査」に改める。

第四十一条の次に次の二条を加える。

四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十七条の修正)

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための輸出停止命令)

付託は二月二十一日)

「行う主務省令で定める方法による検査」に改める。

第八条第二項中「合格したとき」は、「の下に「その指定貨物について、前項の主務省令で定める方法により、前項を定め」を加え、「前項の主務省令で定める基準による等級を定め」を加え、「前項の主務省令で定める基準による」を「その」に改める。

第十六条第二号中「主務大臣が」を「主務省令で」に改める。

第二十三条第一項中「役員」の下に「又は輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」という。)」を加え、同条第二項を削る。

第四十四条を削り、第四十三条を第四十四条とし、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、異議の申立てを受けたときは、前条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立てをした者に送付しなければならない。

第三条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第二十四条又は第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、その处分に係る指定検査機関に対し、また、前条の規定による処分をしようとするとときは、その処分に係る指定貨物を輸出した者に対し、相手にしよとし、併せてこの法律の規定に違反して指定貨物を輸出した者に対し、主務大臣が制裁措置として公開による聴聞をした後、輸出停止の命令をすることができるものとし、併せてこの命令違反に対する罰則(三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金)を設けるものとすること。(第三条の修正)

四十二条、第四十三条、第四十四条及び解任は主務大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとする。(第二十三条の修正)

2 指定検査機関の輸出検査員の選任及び解任は主務大臣の認可を受けなければならない。この法律は、公布の日から施行する。

附則第五項中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体法制定に関する請願(第一一五一号)(第一一五三号)

(第一一五三号)(第一一五四号)

(第一一七一号)(第一一七二号)

(第一一七三号)(第一一七四号)

(第一一九〇号)(第一一九二号)

(第一一九二号)(第一一九三号)

(第一一九四号)(第一一九五号)

(第一一九六号)(第一一九七号)

(第一一九七号)(第一一九八号)

第三条第一項中「行う検査」を「行う検査」に改め、同条第二項中「行う検査」を「行う同項の主務省令で定める

○委員長(松澤兼人君) ただいま主務省令で定める方法による検査に改め、同条第二項中「行う検査」を「行う同項の主務省令で定める

(第一二〇三号) (第一二〇四号)	第一一五二号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 東京都荒川区尾久町一ノ八九九東京軸受株式会社代表取締役 藤倉繁雄外一名
(第一二〇五号) (第一二〇六号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 大阪市天王寺区鳥ヶ辻町一二二櫻井繁
(第一二一六号) (第一二一七号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 鳥取市東品治町鳥取縣木島虎藏君
(第一二一八号) (第一二二九号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 菓子商工業協同組合理事長 隅重太郎
(第一二三〇号) (第一二三一号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 烏取市東品治町鳥取縣木島虎藏君
(第一二四一号) (第一二四二号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 中小企業團体法制定に関する請願
(第一二四三号) (第一二四四号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 中小企業團体法制定に関する請願
(第一二七〇号) (第一二七一号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 中山福藏君
(第一二七三号) (第一二七三号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 中小企業團体法制定に関する請願
(第一二七四号)	第一一九〇号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 中小企業團体法制定に関する請願
一、天災による被害中小企業者に対する資金融通に関する立法措置の請願(第一二四四号)	第一一五三号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 東京都中央区日本橋箱崎町四ノ七 浅井健太郎外五十三名
中小企業団体法制定に関する請願(二通)	第一一五三号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 東京都新宿区揚場町三百三十五名
中小企業団体法制定に関する請願(二通)	第一一五三号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 東京都左官工業協同組合理事長 村井信治外百三十五名
紹介議員 安井謙君	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 東京都板橋区上板橋町二ノ三、六九一板橋館外四名
中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互間の過度の競争を防止するとともに、他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的・社会的地位の向上を図るために、(一)団体交渉権、(二)アヴァトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)中小企業の定義の明確化、(七)民主的自力運営、(八)議員立法等を骨子とした中小企業団体法を制定せられたいとの請願。	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 岡山県新見市新見九五同様新見支部内佐々木五治外二百九名
紹介議員 一松定吉君	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 岡山県新見市新見九五同様新見支部内佐々木五治外二百九名
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 岡山県新見市新見九五同様新見支部内佐々木五治外二百九名
紹介議員 井秀雄外二名	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 山梨県都留市上谷奉仕波源藏
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 吉江勝保君
紹介議員 上原正吉君	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 宮崎市橋通六ノ七〇宮崎県薬品協同組合理事長 矢田部政雄外五十名
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	請願者 竹下賛次君
紹介議員 安井謙君	第一一五四号 昭和三十二年三月一日受理	この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。
第一一七二号 昭和三十二年三月二日受理	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 京都府中京区蛸薬師通烏丸東入京薬健保組合内京都府米穀小売商業組合内長谷川和三郎
中小企業団体法制定に関する請願(二通)	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 成田一郎君
紹介議員 村井信治外百三十五名	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 神戸市灘区田町五ノ一三 松井清市
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 三郎
紹介議員 石坂豊一君	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 京都府中京区蛸薬師通烏丸東入京薬健保組合内京都府米穀小売商業組合内長谷川和三郎
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 井上清一君
紹介議員 村井信治外百三十五名	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 京都府中京区蛸薬師通烏丸東入京薬健保組合内京都府米穀小売商業組合内長谷川和三郎
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 吉江勝保君
紹介議員 鶴見祐輔君	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 山梨県都留市上谷奉仕波源藏
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 吉江勝保君
紹介議員 鶴見祐輔君	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 宮崎市橋通六ノ七〇宮崎県薬品協同組合理事長 矢田部政雄外五十名
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 竹下賛次君
紹介議員 上原正吉君	第一一九二号 昭和三十二年三月二日受理	この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。
紹介議員 井秀雄外二名	第一一九三号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 宮崎市橋通六ノ七〇宮崎県薬品協同組合理事長 矢田部政雄外五十名
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九三号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 竹下賛次君
紹介議員 部井誠一外一名	第一一九三号 昭和三十二年三月二日受理	この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。
紹介議員 上原正吉君	第一一九三号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 宮崎市橋通六ノ七〇宮崎県薬品協同組合理事長 矢田部政雄外五十名
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。	第一一九三号 昭和三十二年三月二日受理	請願者 竹下賛次君
紹介議員 安井謙君	第一一九三号 昭和三十二年三月二日受理	この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。



第一二四四号 昭和三十二年三月六日受理

中小企業団体法制定に関する請願

○山梨県甲府市白木町七  
井鴻業外二十四名

請願者 山梨県甲府市白木町七  
松

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一二七〇号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都大島町元町 三  
宅民五郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七一号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 兵庫県加古川市大川町  
野隆次

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七二号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市柳町七三  
甲府商店街連盟内 細

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七三号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願(十一通)

請願者 岐阜県大垣市猿町九〇  
合資会社万葉本店内

紹介議員 杉浦武雄外十名  
古池 信三君

この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七四号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 群馬県桐生市本町四ノ  
九百五十四名

紹介議員 伊能 芳雄君  
七七 岸田勇作外五千

この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

昭和三十二年三月二十七日印刷

昭和三十二年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局